様式第９号（第２２条関係）

　　　　　　　　　様

# 年　　月　　日

小野町長 　　　 　 印

日常生活用具給付（貸与）却下通知書

# 先に申請のありました日常生活用具の給付（貸与）については、審査の結果、下記の理由 により却下することに決定しましたので、ご承知ください。

（理由）

教　示

１　この決定について、不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に小 野町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小野町長に申し出てれ ば、口頭により意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６ か月以内に小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は小野町長となります。）、提起す ることができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１） から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされて います。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。